

《全員にお聞きします。》

【問25】 あなたが現在のお住まいに住み始めたのは、いつですか。入居した住宅が建て替えられた場合には、建て替え以前の入居時期をお答えください。

あてはまるものを○
明治
大正
昭和
平成

年

《全員にお聞きします。》

【問26】 現在のお住まいの広さは何㎡ですか。

※ 庭やバルコニーの面積は除きます。

㎡

1坪 = 3.3㎡

《全員にお聞きします。》

【問27】 現在のお住まいや環境で気になっているところはありますか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 住宅が古くなり傷んでいる
- 2 住宅が狭い
- 3 住居が広すぎて管理が大変
- 4 台所・トイレ・浴室などが使いにくい
- 5 廊下・階段・浴室などに手すりが無い
- 6 玄関・床に段差がある
- 7 車椅子が廊下などを通過できない
- 8 耐震性に不安がある
- 9 エレベーターがない
- 10 周りに自然が少ない
- 11 病院、スーパーなどが遠い
- 12 駅・バス停から遠いまたは坂道がある
- 13 家賃・利用料が高い
- 14 その他（ ）
- 15 特になし

17

《全員にお聞きします。》

【問28】 このアンケートに答えていただく前から、以下の項目について、内容をご存知ですか。あてはまるものにそれぞれ○を1つつけてください。

項目	知っている	自身は知らないが言葉は聞いたことがある	知らない
ア サービス付き高齢者向け住宅	1	2	3
イ シルバーピア	1	2	3
ウ ケアハウス	1	2	3
エ 東京シニア円滑入居賃貸住宅	1	2	3

名称	概要
ア サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー化され、安否確認サービス、緊急時対応サービス、生活相談サービスなどが付き、職員が日中常駐する住宅として都道府県などに登録された住宅です。
イ シルバーピア	バリアフリー化され、緊急時対応などのサービスの付いた公的賃貸住宅です。収入に応じて家賃設定がされています。
ウ ケアハウス	本人の収入に応じて低額な費用で日常生活に必要なサービスを受けながら、自立した生活を送ることができる住まいです。東京都で定める一定の基準を満たす高齢者の入居を拒まない賃貸住宅
エ 東京シニア円滑入居賃貸住宅	東京都で定める一定の基準を満たす高齢者の入居を拒まない賃貸住宅として東京都に登録された住宅です。

18

《8ページの問16で1「認定を申請していない」を選んだ方にお聞きします。》

【問29】 あなたは、介護が必要にならないうちの高齢期の住まいについて、どのようになりたいと思いますか。次の中からあてはまるものに○を1つつけてください。

- 1 現在の住宅に住み続けたい
- 2 子供や親族の家またはその近くの一般の住宅に移りたい
- 3 有料老人ホームに入居したい
- 4 高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅など）に入居したい
- 5 上記2～4以外の一般の住宅に移りたい
（自然環境のよいところ、生まれ育ったところなど）
- 6 その他（ ）
- 7 わからない

《全員にお聞きします。》

【問30】 あなたは、介護が必要になったときの高齢期の住まいについて、どのようになりたいと思いますか。次の中からあてはまるものに○を1つつけてください。

※ 現在、介護を受けている方は、今後の希望をお答えください。

- 1 現在の住宅に住み続けたい
- 2 子供や親族の家またはその近くの一般の住宅に移りたい
- 3 有料老人ホームに入居したい
- 4 高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅など）に入居したい
- 5 介護保険で入所できる施設（特別養護老人ホームなど）に入所したい
- 6 上記2～5以外の一般の住宅に移りたい
（自然環境のよいところ、生まれ育ったところなど）
- 7 その他（ ）
- 8 わからない

《問30で1を選んだ方にお聞きします。》

【問30-1】 あなたが現在の住宅に住み続けたい理由は何ですか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 現在住んでいる地域に愛着があるから
- 2 現在の住宅や土地を処分したくないから
- 3 現在同居している家族と住み続けたいから
- 4 新たな環境で生活するのは不安だから
- 5 (有料老人ホームや高齢者向け住宅)に入居する場合)
賃貸料、利用料、入居一時金などを負担できないから
- 6 賃貸住宅は好きではないから
- 7 高齢者だけで住む建物には住みたくないから
- 8 その他（ ）

《全員にお聞きします。》

【問31】 あなたが介護などの支援が必要となって、もし、自宅以外(サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、特別養護老人ホームなど)に住むことになった場合、月々の程度であれば、費用を支出することができずか。次の中から○を1つつけてください。

※ 「費用」は、室料のほか、生活支援サービス(安否確認、食事提供、家事援助など)、介護保険サービスなど必要なサービスを受けた場合を想定し、自分が負担できる範囲の費用に○をつけてください。

※ 入居時の一時金については、除いて考えてください。

- 1 5万円未満
- 2 5～10万円未満
- 3 10～15万円未満
- 4 15～20万円未満
- 5 20～25万円未満
- 6 25万円以上

コミュニケーション

《お子さんがいらっしゃる方で、現在、お子さんと同居してはいない方にお聞します。》

【問32】 一番近くに住んでいるお子さんとの距離はどのくらいですか。次の中から○を1つつけてください。

- ※ 時間は、通常行き来する方法（徒歩、バス、電車など）でお答えください。
- ※ お子さんが複数いて、1人でも同居されている場合は除きます。
- ※ 「隣」とは、左右両隣・裏・裏を指します。外階段で行き来する2世帯住宅、離れなどに住む場合及び集合住宅で棟が同じ場合も「隣」とみなします。

- 1 隣
- 2 10分くらい
- 3 30分くらい
- 4 1時間くらい
- 5 それ以上

《現在、ご家族と同居している方にお聞します。》

【問33】 ご家族が日中外出している（仕事や学校など）ため不在になり、日中、自宅ですごすことになることはどのくらいありますか。次の中から最も近いものを1つつけてください。

- 1 よくある（週4日以上）
- 2 たまにある（週1～3日）
- 3 家族がいる、知人が訪ねてくる、出かけることが多いなど、自宅ですごすこととは、ほとんどない

《全員にお聞します。》

【問34】 あなたは、通常どれくらいの頻度で外出しますか。次の中から○を1つつけてください。

※ 1日に2回以上外出する場合は、1回と数えます。

- 1 ほぼ毎日
- 2 週4回程度
- 3 週2～3回程度
- 4 週1回程度
- 5 ほとんど外出しない

《全員にお聞します。》

【問35】 あなたは、お子さん・兄弟などの親族・友人の方と、どれくらいの頻度で交流（話す、会う、電話、メールなど）していますか。次の中から最も近いものにそれぞれ○を1つつけてください。

※ 同居か別居かは問いません。

	1	2	3	4	5	6	7
	ほとんど毎日	1週間に1回程度	2週間に1回程度	1か月に1回程度	年に数回程度	全くない	子供や親族・友人は、いない
ア 子供	1	2	3	4	5	6	7
イ 親族	1	2	3	4	5	6	7
ウ 友人・知人	1	2	3	4	5	6	7

《全員にお聞きします。》

【問 36】 あなたの身に何かあったとき（急病、災害などの緊急時）に、まず連絡をする、または、連絡したいのは誰ですか。次の中からあなたの考えに最も近いものに○を1つつけてください。

	同居の有無
1 配偶者	同居・別居
2 子供	同居・別居
3 兄弟姉妹	同居・別居
4 親族（配偶者・子供・兄弟姉妹を除く。）	同居・別居
5 友人・知人	
6 近所の人	
7 その他（	）
8 いない	

《全員にお聞きします。》

【問 37】 あなたは、ご近所の方との程度お付き合いしていますか。次の中から最も近いものに○を1つつけてください。

- 1 お互いに訪問し合う人がいる
- 2 立ち話をする程度の人がいる
- 3 あいさつをする程度の人がいる
- 4 付き合いがない

《全員にお聞きします。》

【問 38】 あなたは、地域の方々とのつながり（近所付き合い、交流など）について、以前と比べて、どのように感じますか。次の中からあなたの考えに最も近いものに○を1つつけてください。

- 1 少し弱くなっている
- 2 弱くなっている
- 3 少し強くなっている
- 4 強くなっている
- 5 以前と変わらないう強い
- 6 以前と変わらないう強い
- 7 その他（

不安や悩み事

《全員にお聞きします。》

【問 39】 あなたには現在、心配ごとや悩みごとがありますか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 自分の健康・病気
- 2 配偶者や家族の健康・病気
- 3 家族や親族との人間関係
- 4 相談したり、頼れる人がいなくて、一人きりである
- 5 地域の人たちとの関係
- 6 生活費や経済的なこと
- 7 年金・介護・医療など社会保障給付の水準
- 8 住宅に関すること
- 9 仕事に関すること
- 10 財産管理や相続のこと
- 11 犯罪に巻き込まれること
- 12 地震などの災害にあうこと
- 13 将来、配偶者に先立たれた後の生活のこと
- 14 自分の死後の配偶者や子供の将来
- 15 墓の管理
- 16 その他（
- 17 心配ごとや悩みごとはない

《全員にお聞きします。》

【問 40】 あなたは、心配ごとや悩みごとができた場合、誰に話を聞いてもらったり、相談したりしますか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 世帯員
- 2 世帯員以外の親族
- 3 友人・知人
- 4 行政機関の相談窓口
- 5 民生委員
- 6 ホームヘルパーなどの介護職員・ケアマネジャー
- 7 医師、看護師などの医療従事者
- 8 上記以外の専門家（弁護士、税理士など）
- 9 その他（
- 10 相談したりする人はいない
- 11 心配ごとや悩みごとはない

《全員にお聞きします。》

【問41】 各区市町村は、高齢者やその家族などを総合的に支援する窓口として、「地域包括支援センター※」を設置していますが、次の中からあてはまるものに○を1つつけてください。

※地域包括支援センターについて

地域包括支援センターとは、高齢者が住み慣れた地域で、健康で生き生きとした生活を送れるよう、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの職員が高齢者やその家族などを総合的に支援する窓口のこと。各区市町村が設置しており、地域によっては、親しみやすい名称で呼んでいる場合もあります。

例：高齢者総合相談センター、高齢者あんしん相談センター、おとしより相談センター、あんしんすこやかセンター、熱年相談室など

- 1 利用した（電話した・行った）ことがある
- 2 何をしているところを知っている
- 3 名前だけは知っている
- 4 知らなかった

社会参加

《全員にお聞きします。》

【問42】 あなたは、この1年間に以下のような活動をしましたか。また、今後参加してみたい活動はありますか。(1)1年間の活動状況と(2)今後の活動意向について、それぞれあてはまる箇所すべてに○をつけてください。

	(1)年間の活動状況		(2)今後の活動意向	
	活動した	今後、参加してみたい(活動し続けたい)		
ア 趣味・学習・スポーツ活動	1	1		
イ 自治会、町内会、老人クラブ、NPO団体などの役員・事務員活動	2	2		
ロ 地域行事(地域の催し物の運営、祭りの世話役など)を支援する活動	3	3		
ハ 環境保全、環境美化(リサイクルなどの活動)	4	4		
ニ 地域の伝統や文化を伝える活動	5	5		
ヒ 防犯や災害時の救援・支援をする活動	6	6		
ヘ 一人暮らしなど見守りが必要な高齢者を支援する活動	7	7		
ホ 障害のある人を支援する活動	8	8		
コ 青少年の健やかな成長・非行防止のための活動	9	9		
ク 介護が必要な高齢者を支援する活動	10	10		
ケ 子育てを支援する活動	11	11		
コ 外国人を支援する活動	12	12		
カ その他	13()	13()		
セ 活動していない(今後参加予定はない)	14	14		

《問42-1へ》

《問42(1)で1～13を選んだ方にお聞きします。》

【問42-1】 そのような活動を始めたきっかけはどのようなものでしたか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 家族のすすめ
- 2 友人・仲間の誘い
- 3 医師、保健師などの医療従事者からのすすめ
- 4 自治会・町内会の誘い
- 5 ケアマネジャーのすすめ
- 6 もともと、興味や問題意識を持っていた
- 7 近所に自分の興味のある活動があった
- 8 区市町村の広報誌やホームページなどを見て
- 9 その他 ()

《全員にお聞きします。》

【問43】 問42のような活動に、参加しやすくとなると考える条件は何ですか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。
※ 現在、既に活動している方は、他の人がより参加しやすくなる条件を選んでください。

- 1 経済的な負担が軽いこと
- 2 時間的余裕があること
- 3 一緒に活動する仲間や団体があること
- 4 活動する場所が自宅からあまり離れていないこと
- 5 活動の詳しい内容が知られていること
- 6 参加のきっかけがあること
- 7 体の調子が良いこと
- 8 興味のある活動があること
- 9 気運に参加できる活動があること
- 10 社会的賞賛(表彰、ポイント付与など)があること
- 11 その他 ()

《全員にお聞きします。》

【問44】 高齢者が行うボランティア活動・地域活動・NPO活動をより盛んにするために、どのような行政の支援が必要だと思いますか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 活動のための場所(公的施設など)を提供する
- 2 活動に関する情報を提供する
- 3 活動団体に資金的援助を行う
- 4 ボランティアをした人が登録できる制度を充実させる
- 5 活動の中心となるようなリーダーを養成する講座を開く
- 6 自主グループなどの立ち上げ支援のためのアドバイザーを行う
- 7 ボランティアをしたらポイントが貯まるなど、参加したくなるような制度を作る
- 8 活動者のための保険制度を普及する(ボランティア保険など)
- 9 誰でもどんなことでも相談できる場をつくる
- 10 その他 ()
- 11 特にない
- 12 わからない

就労

《全員にお聞きします。》

【問45】 あなたは、現在、収入のある仕事をしていませんか。

- 1 している
- 2 していない

《問45で1を選んだ方にお聞きします。》

【問45-1】 それほどのような仕事ですか。次の中から○を1つつけてください。複数数の仕事をしている場合は、収入の最も多いものに○をつけてください。

- 1 自営業(家族従業員を含む。)
- 2 正規の職員・従業員
- 3 会社などの役員
- 4 契約・派遣・臨時・パート
- 5 シルバー人材センターの会員
- 6 その他 ()

《問45で1を選んだ方にお聞きします。》

【問45-2】 あなたが仕事をしている理由は何ですか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 収入を得たいから
- 2 健康に良いから
- 3 持っている能力を生かしたいから
- 4 生きがいを得たいから
- 5 社会の役に立ちたいから
- 6 社会とつながっていたいから
- 7 友人がほしいから
- 8 何もしないでいると退屈だから
- 9 その他 ()

《問45で2を選んだ方にお聞きします。》
 【問45-3】 あなたは、今後、収入を得られる仕事をしたいと思えますか。次の中から○を1つつけてください。

- 1 週5日仕事をしたいと思う
 - 2 週3～4日仕事をしたいと思う
 - 3 週1～2日仕事をしたいと思う
 - 4 月1～2日仕事をしたいと思う
 - 5 したいと思わない
 - 6 健康上の理由などであることができない
- 《問46へ進んでください。》

《問45-3で1～4を選んだ方にお聞きします。》
 【問45-4】 あなたが仕事をしたいと思っているのに、現在していない理由は何ですか。次の中から主なものに○を1つつけてください。

- 1 希望や条件に合う働くところがないから
- 2 年齢制限で働くところが見つからないから
- 3 体力的に働くのはきついついから
- 4 家事・育児・介護に従事していて、働く時間がないから
- 5 その他（ ）
- 6 特に理由はない

《全員にお聞きします。》
 【問46】 あなたは、何歳頃まで働ける社会が理想であると思えますか。次の中から○を1つつけてください。

- 1 60歳頃まで
- 2 65歳頃まで
- 3 70歳頃まで
- 4 75歳頃まで
- 5 80歳頃まで
- 6 80歳以上で働けるまで

経済状況
 福祉施策の参考とするため、あなたの経済状況についてお聞きします。個人的なことですが、お答えいただいた内容は調査の集計以外には一切使用せず、外部へ情報が漏れることは決してありませんので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

《全員にお聞きします。》

【問47】 あなたの平成26年中の収入の種類は、どのようなものですか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。
 また、その種類のうち、主なもの1つをお答えください。

- 1 公的な年金・恩給
 - 2 私的な年金（企業年金、個人年金など）
 - 3 仕事による収入
 - 4 家賃・地代・配当金
 - 5 仕送り
 - 6 手当（傷病手当金、労災保険の医療給付など）
 - 7 生活保護
 - 8 その他（ ）
 - 9 収入はない
- 主なもの
- 主なものを1つ記入してください。

《問47で1を選んだ方にお聞きします。》
 【問47-1】 あなたが受給している公的年金の種類は何ですか。次の中から受給しているものすべてに○をつけてください。

- 1 基礎年金
- 2 基礎年金と厚生年金
- 3 基礎年金と共済年金
- 4 国民年金
- 5 福祉年金
- 6 厚生年金
- 7 共済年金
- 8 恩給
- 9 その他（ ）

《全員にお聞きします。》

【問 48】 あなたの個人の平成 26 年中の総収入 (税込み) はおよそいくらでしたか。
次の中から○を1つつけてください。

- 1 50 万円未満
- 2 50 万円以上 100 万円未満
- 3 100 万円以上 150 万円未満
- 4 150 万円以上 200 万円未満
- 5 200 万円以上 250 万円未満
- 6 250 万円以上 300 万円未満
- 7 300 万円以上 500 万円未満
- 8 500 万円以上 700 万円未満
- 9 700 万円以上 1,000 万円未満
- 10 1,000 万円以上

《全員にお聞きします。》

【問 49】 あなたの世帯の家計はこの中のどれに最も近いですか。次の中から○を1つつけてください。

- 1 ほぼ毎月赤字になる
- 2 ときどき赤字になる
- 3 ほとんど赤字にならない
- 4 全く赤字にならない

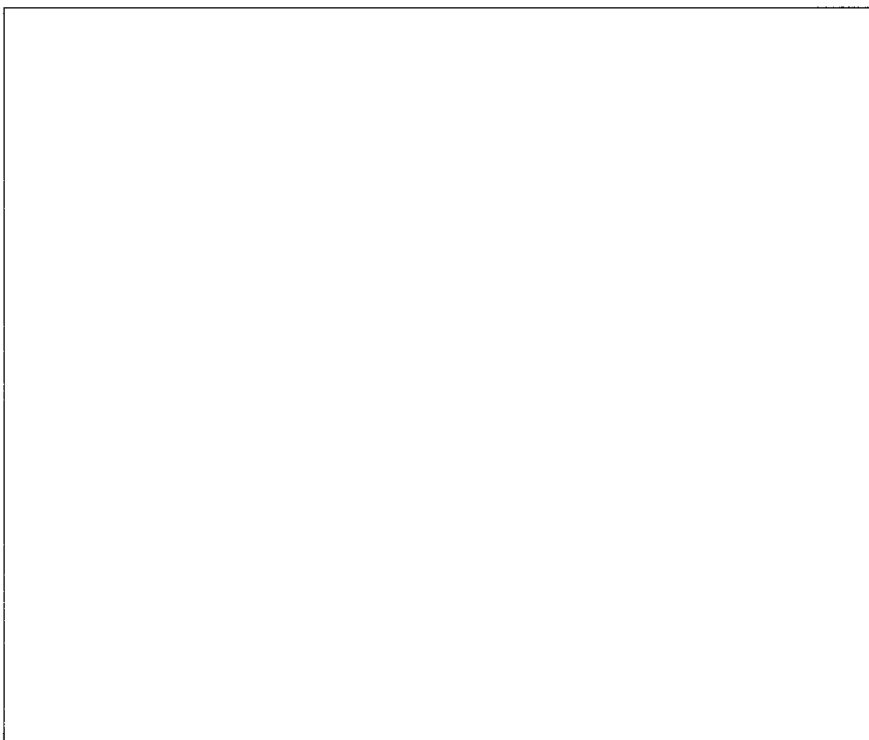
行政への要望

《全員にお聞きします。》

【問 50】 あなたが大切だと思う、高齢者に対する施策や支援は何ですか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 日中の訪問介護 (ホームヘルプサービス) や訪問看護など、介護者が自宅を訪問する形態の在宅サービス
- 2 夜間の訪問介護 (ホームヘルプサービス) や訪問看護など、介護者が自宅を訪問する形態の在宅サービス
- 3 デイサービス、デイケアなど、日中に通う形態の通所サービス
- 4 要介護者の介護や介護家族の休息のため、短期間施設に入所するショートステイ
- 5 特別養護老人ホームなどの施設の充実
- 6 認知症高齢者に対する支援
- 7 ひとり暮らし高齢者に対する支援
- 8 高齢者虐待への対策
- 9 介護予防・健康づくりへの支援
- 10 ボランティアなどの社会参加・社会貢献活動や生涯学習などへの支援
- 11 働く場所や機会の確保・提供
- 12 高齢者向け住宅の充実
- 13 高齢者に配慮したまちづくり (交通機関、道路、建物などのバリアフリー化)
- 14 成年後見制度など権利擁護施策
- 15 高齢者をねらった犯罪の防止
- 16 地震、火災、風水害などに対する防災対策
- 17 年金や医療など国の社会保障制度
- 18 若い世代との交流の促進
- 19 その他 ()

東京都の福祉保健行政に関してご意見やご要望がありましたら、お聞かせください。



- ◆ 長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。
- ◆ この調査の結果は、まとまり次第公表し、東京都の福祉保健施策の重要な基礎資料とします。

調査担当
 東京都 福祉保健局 総務部 総務課
 統計調査係 (福祉保健基礎調査担当)
 電話 03-5321-1111 (代表)
 内線32-017・32-018

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成二十七年十月五日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 店舗名 理研神谷ビル
- 二 店舗所在地 北区神谷三丁目十二番一号
- 三 設置者名 理研コランダム株式会社
- 四 設置者住所 埼玉県鴻巣市宮前五百四十七番地の一
- 五 変更前の設置者住 埼玉県鴻巣市大字宮前五百四十七番地の一
- 六 変更後の設置者住 埼玉県鴻巣市宮前五百四十七番地の一
- 七 変更前の設置者の 代表者名 坂爪 康一

<p>八 変更後の設置者の代表者名 下村 洋喜</p>	<p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか四名</p>	<p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか五名</p>	<p>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか二名</p>	<p>十二 変更前の小売業者の住所 世田谷区上馬五丁目八番十九号 (株式会社深山園)</p>	<p>十三 変更後の小売業者の住所 新宿区新宿七丁目二十七番二十五号 (株式会社深山園)</p>	<p>十四 変更前の小売業者の代表者名 蓮見 敏男 (株式会社ダイエー) ほか</p>	<p>十五 変更後の小売業者の代表者名 近澤 靖英 (株式会社ダイエー) ほか</p>	<p>十六 変更日 平成二十七年三月二十四日ほか</p>	<p>十七 届出日 平成二十七年九月三日</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十九 縦覧期間 平成二十七年十月五日から平成二十八年二月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 リリオ亀有I街区ビル</p>	<p>二 店舗所在地 葛飾区亀有三丁目二十六番一号</p>	
<p>三 設置者名 株式会社新都市ライフ</p>	<p>四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号</p>	<p>五 変更前の設置者住所 新宿区西新宿六丁目五番一号</p>	<p>六 変更後の設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか三十四名</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか十七名</p>	<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか一名</p>	<p>十 変更前の小売業者の住所 葛飾区新小岩一丁目四十八番一号 (株式会社東京デリカ)</p>	<p>十一 変更後の小売業者の住所 葛飾区新小岩一丁目四十八番十四号 (株式会社デリカ)</p>	<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 亀井 淳 (株式会社イトーヨーカ堂) ほか</p>	<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 戸井 和久 (株式会社イトーヨーカ堂) ほか</p>	<p>十四 変更日 平成二十七年五月二十九日ほか</p>	<p>十五 届出日 平成二十七年九月四日</p>	<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十七 縦覧期間 平成二十七年十月五日から平成二十八年二月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 小田急百貨店本館ビル・小田急新宿駅南口専門店ビル</p>	<p>二 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目一番三号ほか 小田急電鉄株式会社ほか一名</p>	<p>三 設置者名 渋谷区代々木二丁目二十八番十二号ほか</p>	<p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二十八番十二号ほか</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社小田急百貨店ほか八十二名</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社小田急百貨店ほか八十名</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社小田急百貨店ほか二十九名</p>	<p>八 変更前の小売業者の住所 渋谷区神宮前二丁目二十二番十六号(スターバックスコーヒージャパン株式会社) ほか</p>	<p>九 変更後の小売業者の住所 品川区上大崎二丁目二十五番二号(スターバックスコーヒージャパン株式会社) ほか</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 小川 三木夫 (株式会社小田急百貨店) ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 榎本 達夫 (株式会社小田急百貨店) ほか</p>	<p>十二 変更日 平成二十七年九月一日ほか</p>	<p>十三 届出日 平成二十七年九月十五日</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十五 縦覧期間 平成二十七年十月五日から平成二十八年二月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年十月五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 店舗名 理研神谷ビル
- 二 店舗所在地 北区神谷三丁目十二番一号
- 三 設置者名 理研コランダム株式会社
- 四 設置者住所 埼玉県鴻巣市宮前五百四十七番地の一
- 五 変更を行う小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか五名
- 六 変更前の開店時刻 午前十時。ただし、年間六十日に限り午前九時

七 変更後の開店時刻 午前七時

八 変更前の来客が駐車場を利用することができるとが、年間百八十分まで。ただし、年間百八十分を限り二十四時間ほか

九 変更後の来客が駐車場を利用することができるとが、年間百八十分まで。ただし、年間百八十分を限り二十四時間

十 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗北側

十一 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三か所 店舗北側

十二 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

十三 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十四 変更日 平成二十七年十月一日

十五 届出日 平成二十七年九月三日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間 平成二十七年十月五日から平成二十八年二月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

平成27年度下半期(島しょ地区)危険物取扱者保安講習の実施について

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。

平成27年10月5日

東京都知事 外 添 要 一

- 1 講習区分 全区分
- 2 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者
- 3 講習の実施日時及び実施場所
 - (1) 小笠原村父島
 - ア 実施日時 平成27年11月14日(土曜日) 午前9時から午後1時まで
 - イ 実施場所 小笠原支庁大会議室
 - (2) 小笠原村母島
 - ア 実施日時 平成27年11月15日(日曜日) 午後1時から午後5時まで
 - イ 実施場所 小笠原村母島村民会館2階会議室
- 4 受講申請の受付日時及び受付場所 小笠原村母島字元地

<p>二 防火対象物の名称</p> <p>一 防火対象物の所在地</p> <p>防火対象物の名称</p> <p>ファイブ・スター・モーターズ</p> <p>杉並区高井戸東三丁目六番五号</p> <p>東京消防庁</p> <p>杉並消防署長 浅 見 繁</p> <p>平成二十七年十月五日</p>	<p>消防法に基づく命令の公告について</p> <p>消防法(昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。)第十七条の四第一項の規定により命令を行ったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年十月五日</p> <p>東京消防庁</p> <p>杉並消防署長 浅 見 繁</p>	<p>(1) 小笠原村父島</p> <p>ア 受付日時</p> <p>平成27年11月14日(土曜日) 午前8時30分から午前9時まで</p> <p>イ 受付場所</p> <p>小笠原文庁大会議室</p> <p>小笠原村父島字西町</p> <p>(2) 小笠原村母島</p> <p>ア 受付日時</p> <p>平成27年11月15日(日曜日) 午後0時30分から午後1時まで</p> <p>イ 受付場所</p> <p>小笠原村母島村民会館2階会議室</p> <p>小笠原村母島字元地</p> <p>4 問合せ先</p> <p>東京消防庁予防部防火管理課試験講習係(電話03-3255-2945)</p>
		<p>三 命令を受けた者</p> <p>濱 隆雄</p> <p>四 命令事項</p> <p>平成二十七年十二月三十一日までに、二の防火対象物に自動火災報知設備を設置すること。</p> <p>五 命令年月日</p> <p>平成二十七年八月三十一日</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001